

# 成年後見人を市町村長からの申立てにより選任し契約締結に至った事例

吉田 楓

近畿地方整備局 淀川河川事務所 河川環境課 (〒573-1191大阪府枚方市新町2-2-10)

道路事業の施行に伴い必要となる土地の所有者を特定したところ、認知症を患う高齢者であることが判明した。契約相手方の判断能力が不十分な場合は、成年後見制度の活用が必要となるが、関係親族において成年後見人になる者、また制度利用のための法定後見開始の審判の申立ての意思がある者が不存在の状態であり、契約不可能となってしまった。

制度上、市長村長から申立てを行うことが可能であることから、土地所有者の居住する市役所の高齢者福祉課と協議したところ、市長から申立てを行っている実績があることを確認し、本件においても同様に市長から申立てを行うことで、選任、契約締結に至った事例である。

キーワード 契約締結能力、成年後見制度、市町村長からの申立て

## 1. はじめに

福知山河川国道事務所管内は、京都府の北部地域全域に及び、道路においては、一般国道9号の60.7km及び一般国道27号の64.0km、河川においては由良川の河口から54.1km及び土師川の由良川合流部から2.3kmを管轄区域としている。

近年は、地方等での事業を行う中で、土地所有者が高齢である事や死亡により相続の発生している場合が多くなっている。

今回紹介する事例は、土地所有者が高齢者で認知症を発症しており、土地売買の意思確認ができないため、契約締結ができない状況になったことを受けて、その解決方法を見いだし、土地調査の確認から土地売買契約締結、用地取得の完了までを選任された成年後見人と行ったものである。

## 2. 事業概要

本事業は事前通行規制区間である管内地区において、大雨・台風などの異常気象時、土砂崩れ・落石などの災害を未然に防止し、安全な交通を確保するために落石防護柵の設置等の法対策等を行うものである。

なお、事前通行規制区間とは累加雨量200ミリメートルを超えると、通行止めを実施する区間のことである。

### ■対策イメージ



法対策工



落石対策工



土砂流出対策工

図-1 対策イメージ

## 3. 交渉経緯

土地所有者に対して事業説明及び境界立会依頼を行っていく中で、土地所有者の親族から土地所有者本人は数年前から高齢者施設に入居し、認知症を発症していることを確認した。親族が施設を訪問しても、誰なのかを認識しておらず、回復が見込めない状態であった。聞き取りを行った親族のうち1人が現地管理を担っていたことから、境界立会にあっては当該親族の立会により実施し

た。

しかし、判断能力の不十分な相手方と契約を行う場合は、成年後見制度において家庭裁判所によって選ばれた成年後見人を本人の代理人として契約相手方とする必要があり、本件において当該「成年後見制度」の活用を検討することとなった。

#### 4. 成年後見制度とは

1) 認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があつても、自分でこれらのことを行うのが難しい場合がある。また、自分に不利益な契約であつてもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあう恐れもある。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度である。

成年後見制度は、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがある。任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが代理人を選ぶものである。本件においては、そのような事象ではなかったため、法定後見制度の活用を検討することとなった。

法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれしており、判断能力の程度など本人の事情に応じた制度を利用できるようになっている。本件では、土地所有者の認知症の症状が進んでいることを親族から聞き取っていたことから、その内「後見」に該当するものと判断した。

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたる、本人が同意を得ないで行った不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援するものである。



2) 図-2 成年後見制度イメージ

なお、成年後見人には本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家その他の第三者や、福祉関係の公益法人その他の法人が選ばれる場合がある。後見開始の審判を申し立てた人において特定の人が成年後見人に選ばれることを希望した場合であつても、家庭裁判所が希望どおりの人を成年後見人に選任することは限らない。希望に沿わない人が選任された場合であつても、そのことを理由に後見開始の審判に対して不服申し立てを行うことはできない。

#### 5. 成年後見制度活用に当たっての検討

成年後見制度を利用するためには、まず始めに本人の住所地を管轄する家庭裁判所に対し、法定後見開始の審判の申立てを行う必要があった。

当該申立てにあたって、以下のとおり検討した。

##### (1)起業者からの申立て

申立て権限があるのは、民法第7条において本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市長村長等と定められており、起業者自らが申立人となることは不可能であった。

##### (2)親族からの申立て

土地所有者には身寄りがおらず、親、姉妹についても既に亡くなっている状況であり、亡くなられた場合に法定相続人となる者が不存在であった。

協議を行っていた親族の中には申立て権限を有する者もいたが、申立てを行うには申立て費用等が発生する他、戸籍謄本・登記事項証明書・本人の診断書等の書類が必要であり、本人の判断能力の程度を医学的に十分確認するために医師により実施される鑑定の料金を支払う必要が生じる場合もある。

当方が制度に係る説明を行う前に親族間で制度利用について検討されたこともあったとのことであったが、前述のとおり手続きに際し、面倒な点も多いことから、自ら申立てを行う意思のある者は存在しなかった。

	後見	保佐	補助
申立て手数料(収入印紙)	800円	800円(注7)	800円(注8)
登記手数料(収入印紙)※	2,600円	2,600円	2,600円
その他	連絡用の郵便切手(注9)、鑑定料(注10)		

3) 図-3 申立てに必要となる費用

##### (3)市町村長からの申立て

身寄りがいないなどの理由で、申立てを行う人がいない認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者の方の保護・支援を図るため、知的障害者福祉法第28条により、市町村長に法定後見開始の審判の申立て権が与えられている。

4) 厚生労働省が発表している平成30年時点における申立て件数の総数は36,186件であり、その内市区町村長からの申立て件数は、7,705件で約21.3パーセントの割合を占める。

今回、土地所有者の居住する市役所において高齢者の対応を行っている担当の高齢者福祉課と協議したところ、市長から成年後見の申立てを行っている実績があることを確認した。そのことから当所の事情を説明し、本件においても同様に市長からの申立てを依頼する方向で進めることとなった。

当協議にあたっては、国施行事業の用地買収において連携を図っていた市役所の用地担当課から事前に話をしていただけでおり、日頃のコミュニケーションを通じて連携しやすい体制が整備されていたことが、協議が円滑に進んだ理由の1つであると考える。

申立て人と本人との関係別件数(平成30年)

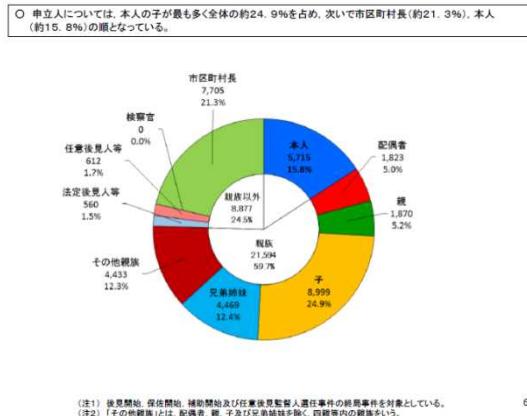


図-4 申立て人と本人との関係別件数（平成30年）

#### (4) 市長からの申立てまでの流れ

市長からの申立てまでの手続きとして、申立て権のある親族に対し申立ての意思の有無を郵送にて確認（以下、「親族照会」という。）を行い、全員の意思が無いことが確認できたところで家庭裁判所への申立てを行うことを協議し確認した。

市においては親族照会の対象は2親等内の親族としていた。相続調査の結果、2親等内の親族は全員死亡していたが、照会以前に当方が説明を行っていた4親等の一部の親族に対しては事前に承諾を得る方向で進めることとした。

市との協議以降、市長から申立てを行い手続きを進めることについて協議を行っていた親族全員から事前に了承を得ることができ、市に正式に申立ての依頼を行った。

## 6. 成年後見人選任決定と事務手続き

当方が依頼を行ってから市による親族照会、家庭裁判所への申立てを経た約7ヶ月後、市から成年後見人として、同市内に事務所を設ける弁護士が成年後見人として選任された旨の連絡があった。

当方から成年後見人である弁護士に対し、事情及び今後の流れについて説明を行い、筆界確認書等への署名・押印依頼を行った。なお、依頼時には、現地写真の他、現地立会が現地管理人である親族により行われていることを証する土地境界確認書の写しを提供した。

その後、補償金提示及び契約締結に至った。

## 7. 成年後見制度活用に当たっての問題点

成年後見制度を活用することについて、関係親族から最終的には了承を得ることができたが、難色を示されたところもあり、説明に苦労した。専門知識を持ち合わせていなかったことから、司法書士への相談も行いながら、親族への説明・質問に対する回答を行い理解を得られたが、制度の利用にあたって支障になると思われる点を以下に挙げる。

### (1) 申立て費用がかかること

先にも触れていたが、法定後見開始の審判の申立てには費用が発生する。制度活用にあたっては親族からの申立てを検討することとなるが、当該費用を起業者から支払うことはできず、申立てを依頼する親族に自己負担していただく必要がある。また、選任された成年後見人には、契約締結以降、土地代金を含む用地補償金を支払うこととなるが、成年後見人は家庭裁判所によって選任されるため、申立て人が選任されるとは限らず、当該費用を回収できる保証はない。

制度利用にあたり、日本司法支援センターによる資金援助、市町村からの必要経費助成を受けられる場合もあるが、起業者側からの費用工面ができる中での依頼は、親族が事業に非常に協力的でない限り、苦労を要する点であることは明らかである。補償基準の見直し、若しくは公共事業の場合にあっては申立て費用が軽減・免除される制度となれば、親族への理解も得られやすくなるものと思料する。

### (2) 成年後見制度の利用を中断することができないこと

成年後見制度は判断能力が不十分な本人の権利を保護するための制度であることから、本人の判断能力が回復したと認められる場合でない限り、制度の利用を途中で中断することができない。本件のように回復の見込みがない場合にあっては、その役目は本人が亡くなるまで継続されることとなる。

また、成年後見人の職務はあくまで本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人の職務に含まれない。つまり、土地所有者の家の敷地内の草刈り、

掃除等は引き続き親族が行うこととなる一方、土地所有者の一切の財産は成年後見人の権限下に置かれることとなる点について、親族が難色を示された。

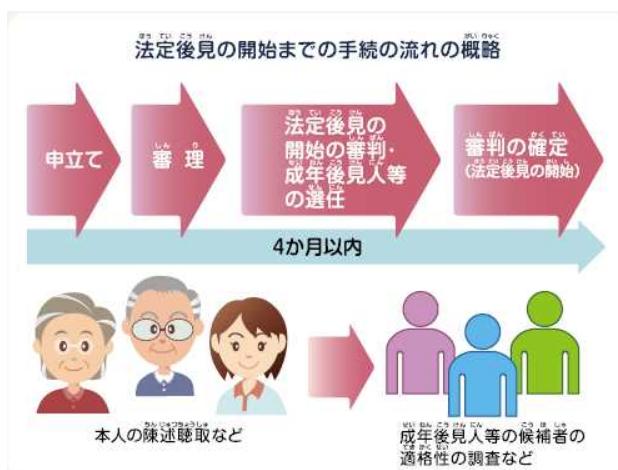
親族から、選任の期間を本件事業の契約に係る期間に限定できないかとの要望を受けたが、そのとおり限定的に制度を活用することができればより理解を得られやすかったと考える。

なお、本件にあっては法定相続人が不存在であったことから、土地所有者の死後は相続財産管理人が家庭裁判所によって選任され、当該財産管理人が土地所有者の財産管理を行うこととなる。成年後見人の役目が終了してからの流れについても、親族への説明において質問を受けた点であった。

### (3)起業者による申立てができないこと

前述のとおり、起業者には申立て権限が与えられていない。本件では、当方が市に申立て依頼を正式に行ってから約4ヶ月後に市から家庭裁判所に申立てが行われ、そこから家庭裁判所において約3ヶ月の期間を経て成年後見人が選任された。

家庭裁判所における審理期間については、多くの場合、申立てから法定後見の開始まで4ヶ月以内となっており、短縮することができるものではなかったが、市による親族照会・内部決裁に要した期間については、起業者による申立てを行うことができれば短縮できたものである。今般、自然災害が多発しているところで、事業施行のため早期の用地買収が求められる場合も多い。そのような中、少しでも用地買収に伴う手続期間を短縮することは有意義であると思料する。



5) 図-5 法定後見開始までの手続の流れの概略

また、本件においては依頼を行った市において申立て実績があり、協力的であったことから、滞りなく契約締結まで至ることができたが、同事務所管内の他自治体に対し、過去に同様に申立て依頼を行った際、条件が整わず拒否された記録が残っていた。親族に申立て意思のある者がおらず、市町村長による申立ててもできないとなった場合、検察官からの申立てを検討することとなるが、検察官による申立てについても不可能となった場合、手続きが停滞してしまい、用地買収における隘路となつて

しまう。

今後、<sup>6)</sup>高齢化がさらに進み、「団塊の世代」が75歳以上となる2025年の日本では、およそ5.5人に1人が75歳以上の高齢者となり、認知症の高齢者の割合が増加していくと推計されている。

同様の事象において隘路とならないために、公共事業に係る場合にあっては、起業者による申立てを限定的に認める等、制度の柔軟化が検討され実行されれば、さらに実行力のある制度となると感じた。

## 8. まとめ

制度活用にあたっての問題点を痛感したところであるが、本件にあっては、日頃からの関係自治体との連携体制の整備も寄与し、制度上可能となっている市町村長による法定後見開始の審判の申立てを行うことができたことから、成年後見制度を活用でき、選任された成年後見人との契約締結に至ったものである。認知症の高齢者の割合が増加していくと推計されていることから、本制度の活用は今後、用地取得における解決策として大いに利用され得るものであると思料される。

個々の事案や自治体における実績等による部分もあるものと解するが、本件と類似した事例において、市町村長による申立てを検討する際の参考資料となれば幸いである。

また、先述のとおり本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが代理人を選ぶ「任意後見制度」も存在する。任意後見制度によりあらかじめ任意後見人が存在していれば、本件においても当該任意後見人のみとの交渉で完結できた。相続登記未了地の増加による所有者不明土地問題が顕在化しており、法務省において相続登記手続きの簡素化が図られている他、現在任意とされている相続登記を義務化する検討もなされているところである。公共事業促進のため、任意後見制度にあっても、積極的な利用が図られるよう法整備がなされることに期待したい。

**謝辞：**人事異動により従前の所属における業務でございましたが、本研究にあたって、各方面の関係者様より多くの御指導、御意見を賜りました。本論文中において感謝申し上げます。本件の経験を活かし、困難事例に対応できる能力を今後益々身につけていきたいと存じます。

## 参考文献

- 1, 2, 3, 5)法務省民事局：成年後見制度 成年後見登記パンフレット
- 4)厚生労働省：成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況（令和元年7月）
- 6)厚生労働省：平成29年度版厚生労働白書